

イギリス大学行政の諸問題

小 林 哲 也

まえがき

戦後日本の高等教育制度がその発足以来もっている最も大きな欠陥の一つは、それが制度全体としての確な計画性を欠いていることであろう。確かに新制大学の理念や内容に関しては、米国教育使節団報告書をはじめ、教育刷新委員会や教育刷新審議会の諸建議があり、また大学設置の基準については大学基準協会や大学設置委員会などの働きがあったし、文部省も国立大学の設置に関して計画をたてたことがあった。しかし日本が国全体としてどれ程の大学を必要とし、どこにそれをおくかといった計画については、ついに誰によってもつくられることがなかった。戦後の高等教育は日本の復興に必要とされる人材の計画的養成をこそ、その第一の機能とすべきであったにもかかわらず、肝心の日本の復興計画がたたないままに、その発足当初より従前の大学、高等専門教育機関の狭いセクショナリズムとリジョナリズムに阻まれ、またその発足を導く新しい大学の理念も観念的な文化国家観的発想を脱しきれなかったため、無計画な出発をせざるを得なかったのである。当時若干の心ある人々によって大学教育の計画化が主張されたが、それらはついにかえりみられなかった。1949年にはやくも180を数えた新制大学は、それぞれの大学についてみれば、なる程それぞれの存在理由はあったかもしれないが、これを全体としてみるならばその数、内容、地域分布などにおいて、無計画の謗はまぬがれないであろう。その後の産業経済の変動に応じて、絶えず大学卒業生の需給関係のアンバランスが問題となったのも、この全国的計画性の欠除と関係なくはないの

である。

この大学卒業生の需給のアンバランスは当然ながら産業界において問題にされた。1949年頃はやくも日経連を通じて産業の高等教育への要求の聲がきかれ始めたが、これは大学卒業生の就職困難な状況に対して大学が多すぎるという批判であった。それが1951年朝鮮戦争後の好景気の時期に入ると、次第に大学ことに技術系の卒業生の不足についての不満となってきた。産業計画の無計画性こそむしろ批判されるべきであると思うが、しかし高等教育の側の無計画性は弁護の余地がない。近年の所得倍増計画や技術革新計画は、こうした高等教育制度の状態に対して一つのチャレンジであるように思われる。すなわちこうした情勢のうちにつくられた、1960年10月の科学技術会議の総理大臣への答申「10年後を目標とする科学技術振興方策」は、10年後に到達すべき科学技術の目標を設定し、それに従って必要とされる人材養成の方策をたて、さしあたり年間1万5千人から1万9千人、10年間に19万人の理工系高等教育卒業生の不足を計算した外、高等教育の内容に関してもいくつかの示唆をした。またこれに対応する文部省における計画も、また理工系学生の定員1万6千人の増加を目標とした。問題はこうした全国的な数字をいかに個々の大学において、あるいは地方の産業計画との関連で地域的に計画化してゆくかということであるが、それについてはまだ今後に残されているようである。

いずれにせよこの際とくに注目すべきことは、こうした高等教育拡大への要求は、国立大学と並んで公私立大学をも対象としていることである。ジャーナリズムを賑わした、私大協会におかれた池田(庄)科学技術庁長官と荒木文相の対立はこうした事情を背景とする。文相も認めざるを得なかったように、こうした技術革新に対する高等教育の拡大は国立大学だけでは不可能であり、公私立、とくに私立大学の協力を必要とする。現にこの春には国立と並んでいくつかの私立大学で理工系定員の増加を行ったのである。この定員増加が従来の認可制に代って届出制によって行われたところに若干の論議をひきおこしているが、この問題についてはここでは触れな

い。ただこの際私立大学側ばかりではなく文部省側においてもとくに考えておかなければならないことがある。それは私立大学の公共性の問題である。私立大学がその発生において私的な、あるいは特定の人々のものであったことは認めるとしても、今日私立大学がそのままの私的なものではもはやあり得ない。確かに財政的には国または地方公共団体から支持をうけない「私」立ではあるが、その制度、管理、内容に関しては学校教育法、私立学校法などの適用をうけ、その限りではきわめて「公」的なものである。他方国立大学については、確かに財政的には「国」立ではあるが、大学の管理に関して大幅な自治権をもち、他の行政的・国家機関施設などとは異りむしろ「公」的な存在といった方がよいとも思われる。しかも近年は私立大学も僅少なながら国家からの補助を得ており、国立大学も民間からの援助を得ている状態であり、傾向として公的性格という点において両者は互いに近づきつつあるといえる。ここに国公私を通じて大学全体の公的性格が改めて考えらるべき理由がある。

この点に関連して、去る4月に私大協会から発表された「大学制度の根本方針に関する見解」に示された考えは興味がある。これは国公私の大学をすべて学校法人化し、従来国立大学に出されていた国費をプールして全大学への国庫補助金としようとする考えを含む案である。これは確かに大学の公共的性格という点で一考すべき価値があると思う。ただしこの際とくに現在の私立大学についていうならば、それらが新しい公共化された大学となるためには、まだまだ多くの解決しなければならない問題をそれ自体のうちにもっているということである。すなわち真の「公」的な大学となるためには、たとえば現在の私大にしばしばみられる私的・企業的な性格や、ファミリー・ビジネス的性格が克服されなければならないであろう。私大協会はこの案について、大学の自由と自治をまもるのには国立大学よりも私立がよいと述べているが、これもこうした点が克服された後においてはじめていえることであろう。なによりも「公」的な大学とは何かということについての私立大学側の反省と研究が求められるのである。

本稿はイギリスの大学行政の問題について、とくに大学の法的地位と国家との関係について考察しようとするものである。元来これは筆者の第二次大戦以後のイギリス大学制度研究の一部をなすものであり、これに先立って「戦後の国家計画と大学」と題する一章があり、また、これに続いて「大学教育の諸問題」と題する一章があり、これらが全体として完結するものである。しかし、本文にも示すように、イギリスの大学は国立でも公立でも、また私立でもない、いわば「公」的の大学ともいふべき性質をもち、この点は私大協会などもしばしばイギリスの大学を例にひき出し、プールされる国庫補助金の扱いについてもイギリスの「ユニバーシティー・グラント・コミッティー」式のものをおくと述べている程であり、イギリスの大学行政についてのこの小論を發表することは、こうした問題状況において何らかの意義をもつのではないかと考え、このような「まえがき」をしたためた次第である。

(1) イギリスの大学行政の特質

アーネスト・バーカー卿 Sir Ernest Barker は「イギリスの理論と実際に即して」大学を「学問の高級な各分野の研究と進歩を意図し、自治的性格をもち、多かれ少なかれ国家的な趣旨をもった組織された学位授与機関である」と定義したが、イギリスの大学を行政面からみた場合その自治的性格がその最大の特徴であるといえよう。各大学の行政制度について簡単に述べると、オクスフォード、ケンブリッジの旧大学にあっては、前者にあっては **Congregation**、後者にあっては **Regent House** と呼ばれる大学およびカレッジの教員および行政職員からなる機関が大学の最高行政機関である。この外に大学の卒業生からなり、前者では **Convocation**、後者では **Senate** と呼ばれる団体があり、若干の行政的機能をもつ。しかし実際は両大学とも太学教員の間で選ばれる約20名のメンバーからなる **Hebdomadal council** または **Council of Senate** が日常的な行政事項を執ることとなっている、また他の新大学においては通常3段階の行政機構をもち、最高機関はそ

のメンバーの大部分が大学部外の各種団体の代表や個人からなる Court であるが、執行機関として同様大学部外者と大学内の代表とからなる Council を有し、なお学術教育に関する行政機関として教授からなる Senate がある。なお両大学とも学部単位の Faculty を組織し、その内部事項に関してある種の権限を与えている。新大学における卒業生の団体 Convocation は行政的権限をもたない。オクスフォード、ケンブリッジの場合には大学の行政権の一切は大学の教員の手の中にあるといえる。これに対して市民的新大学においては、その財政の責任、上級教職員の任命権は大学部外者を含むカウンシルの手にあり、教員の大部分は干与することができないが、しかし教育研究に関する政策、教授、試験、学生の監督などの権限は全くセネットにあるから、この新大学とオクスフォードらの旧大学を通じてイギリスの大学の行政は、パーカー卿の言うように、「主として大学の教員による行政の制度である⁽²⁾」ということができるであろう。もちろんカウンシルとセネットとの間の意見の不一致、ないし前者の後者への干渉ということはある。また理論的には前者は後者に対して大きな権限を行使することができる。しかし、事実はトラスコットの述べているように、カウンシルの大学の学術教育に経験のない委員は専ら事務財政の面に発言するにとどまり、経験ある委員も大学の教員に同情的であり、また通常学識者であって、カウンシルの信任を得て任命されている総長 Vice-Chancellor とカウンシル内の大学教員代表が必要な手腕をもっていれば、両者の関係は「スムーズであり懇切でさえある⁽³⁾」のである。

この大学の教員の行政ということは、もともとは中世のギルド的の大学として発生し、発達してきたオクスフォード、ケンブリッジ両大学の歴史的な伝統にもとづくものであり、この伝統が一つの「典型」として新しい大学の行政機構にも反映しているのである。ただ旧大学と異って、地方公共団体あるいは私人などの市民的基礎によってつくられた新大学には、旧大学にはない特殊な事情があり、大学行政から教員でないいわゆる部外者を全く排除できないものがある。というよりもむしろこれらの新大学の行

政機関は元来は教員を含まない経営者の機関として出発したのであり、これが総長を任命し、教授を雇って大学を発足させたのであったから、むしろそれに教員を加えるということに難かしい問題があったのである。カウンシルへの教授代表の参加を求める伝統的な大学理念を代表する大学補助金委員会の勧告が、例えばノッチンガムにおけるようにカレッジのカウンシルによって抵抗にあったのはその一例である。しかし概していざいづれの新大学も補助金委員会の勧告の有無にかかわらず、進んで教授によるセネットをつくり、またその代表をカウンシルにおくり大学行政に参与させている。⁽⁴⁾

またこれと関連して新大学ではセネットが多くの場合教授以外の講師級教員を除外していることが問題となっている。なおイギリスの大学では学科主任のみが教授 Professor と呼ばれ、他は Reader, Lecturer と呼ばれる。旧大学では教員全体がカウンシルへの投票権と代表権をもつが、新大学の場合にはセネットは教授からのみ構成されている場合が多い。セネットに教授以外の教員の代表を加える問題についてはトラスコットも「いまだ解決されておらず、いくらかの大学においては緊急の問題となっている」⁽⁵⁾と指摘しているが、大学補助金委員会もこの点について、「できるだけ多くの教授でない教員に大学の行政に有効に参加しているという気持ちをもたしめる方法をつくる問題が残っている」⁽⁶⁾とし、学部や学科の会議に彼らを積極的に参加せしめることを勧めている。事実多くの大学では学部単位のファカルティには全教授とともにそれ以外の教員やその代表を加えている。なおセネットに学生の代表を加えることは全国学生同盟などによって支持されている見解であるが、トラスコットは「この示唆は、読者も明瞭に理解されるように、大学教育の概念と全く矛盾するものであり、ここに詳細に述べる必要もない」⁽⁷⁾と除けている。

このようにしてイギリスの大学は、オクスフォード、ケンブリッジの場合には全く大学の教員による自治が行われ、またその他の大学においては教員による自治とは必ずしもいえないとしても、大学の行政機関そのもの

は外部から何らの干渉をうけることのない自治団体のように思われる。事実そのようにいってよいわけであるが、この点をさらに次の二つの問題についてやや詳細に考察してみたい。第一は大学の法的性格の問題であり、ことにそこに含まれている国家すなわち国王、政府、議会との関係の問題である。第二にことに第二次大戦以後増大したイギリス社会の大学への期待、関心を背景にした国家の大学への関心の拡大、なにかんづく補助金の増額と国家による大学政策形成と大学の自治の問題である。

(2) イギリス大学の法的性格

第一の大学の法的性格の問題であるが、大学についてイギリスの教育法その他で法的ないし公的な定義がなされているわけではない。しかし法律的な概念としてはロブソン W. R. Robson のような「学問のために法人組織に組織され、基金と諸特権を所有する団体⁽⁸⁾」という定義が一応適当であるように思われる。すべての大学、すなわちユニバーシティあるいはユニバーシティ・カレッジは何らかの法的基礎によって法人団体として認められている。例えば発生の古いオクスフォード、ケンブリッジ両大学およびその初期につくられたカレッジは、その最初の成文化された勅許状または特許状において、既存の慣習法にもとづいてつくられた団体として認められており、また中世の各時代を通じて各種の特権が国王あるいは法王の勅許状によって与えられてきている。宗教改革以後のカレッジは国王の勅許状によって設置が認められており、19世紀のロンドン大学もまた国王の勅許状によって大学として認められ、特権が与えられている。しかしロンドンのユニバーシティ・カレッジをはじめ19世紀につくられた新しいカレッジは、多くまず議会によって制定された一般法人団体法の下で非利益団体として組織され、寄附行為や財政の管理などに関して法人団体としての権利を得て運営され、ある発展の段階に達して自ら学位を授ける特権を求める時になり、始めて国王に勅許状を求めて大学として成立するという途をとった。

通常新しい勅許状の下附される手続きは国王に提出された請願にも

とづき、国王による特別委員会の任命によって始められる。この委員会の任命の勅令は議会に提出されることを必要とし、設立に反対するものは提出されてから30日以内に異議を申し立てることができる。もしこの間に正当な異議があれば請願は却下されるが、さもないと30日の後に勅許状下附についての「原則的な決定」が下され、委員会と請願者との間で勅許状の作成についての交渉が行われる。委員会はこの間に大学補助金委員会や大蔵省、各種職能団体などの関係諸団体と協議を行う。通常9ヶ月の後に交渉が一致点に達すると、委員会は国王に報告し、国王は勅令によって報告と勅許状の草稿を承認し、内務大臣に国璽を附した正式の勅許状の用意を命ずる。この勅許状は新しい法的な法人団体をつくり、それに学位を授ける特権を与え、また大学の一般的な構成機構に関して規則を定めるのである。勅許状につづいて議会法が定められ、新しい大学にその前身機関の財産負債などをひきつがせ、他の必要な諸施策を定める。これらの過程はレディング、ノッチング、サザンプトン、ハル、エクセターの各大学の設立に関してとられたものである。こうして一度法人団体として成立すると、大学は法人団体あるいは慈善財団に適用される一般的な法的制限をうける以外は、それ自身の運営に関しては勅許状の定めるところに従って高度な自治権をもつのである。

国王によって勅許状を与えられた大学は、学則の変更に関して国王に報告をする義務があり、また国王によって任命される視察者 **Visitors** あるいは勅命調査委員会をうける義務がある。国王の権限の強かった過去においては、国王はこの視察者を通して大学に大きな力をふるったことがあったが、今日オクスフォード、ケンブリッジ両大学ではこの制度を認めず、新大学にのみおかれてあり、その機能も大学内に生れた問題の控訴院として働くにとどまっている。また勅命委員会についても議会政治、内閣制度の発達とともに実質的には今日では政府の権限となっており、これが政府の大学に干与できる一つの重要なチャンネルとなっている。事実過去150年間に起こられたオクスフォード、ケンブリッジ、ダラム、ロンドンなど

の諸大学の改革は、すべて勅命委員会の任命、そしてそれに続く議会法に基く学則委員会の任命によって行われたのであり、その際の政府のイニシアティブは明瞭であった。1850年のオクスフォード、ケンブリッジ大学への勅命委員会は、議会および政府の進歩派が両大学内の改革派と結んでかなり強引につくり調査をすすめたものであったが、1872年の勅命委員会は議会の同意と大学側の協力の保証をあらかじめ得ることに成功し、それ以来勅命委員会はバーカー卿のいうように、「大学内に委員会の任命について既に強い要求が存在する場合にのみ任命され、学則委員会は多くの当該大学関係者を含むばかりでなく、改革計画をつくるにあたって大学当局と協議する⁽⁹⁾」ようになっている。従って理論的にはともかくも、実際的には大学の自治権は政府の勅命委員会任命によってみだりに侵されることはないうということができる。そしてそのために政府の権限で任命される政府委員会よりも、この勅命委員会が大学問題の研究にはふさわしい機構として一般に認められており、最近もその設置を求める声がある⁽¹⁰⁾。

(3) 国庫補助金の増大と大学補助金委員会

イギリスの大学の自治に関する第二の問題点は、大学に対する国家の関心の増大と、それに伴う国庫補助金の増額、そしてそのための国家機関の権限の増加である。大学に対する国家的関心の増大については、第二次大戦後に任命された各種の政府委員会の活動のうちにあきらかにみられた。それらは大学の拡張を求め、そのためにとくに戦後一般の財政事務から国庫による大学への援助の増加を求めた。このことについては大学への国庫補助金を管轄する大学補助金委員会も、大蔵省も決して無関心でいたわけではなかった。

1945年1月大学補助金委員会は大蔵大臣に覚書を送り、戦後10年間の大学計画の暫定案を示し、「大学はその歴史においてもっとも重要な時期に達しており、公衆の関心が要求している大学教育施設の拡張と改善は、著しく増大された国庫補助なくしては不可能である⁽¹¹⁾」と勧告した。チャーチ

ル戦時内閣の蔵相アンダーソン卿 Sir John Anderson はこの勧告をうけいれ、当時進行中であった各種政府委員会の調査の結果変更されることがありうることを条件とし、まず 1945-46, 1946-47 の2年間の国庫補助を戦前 1938-39 年の 214.9 万ポンドから 414.9 万ポンドに増加し、さらに 1944年の医学教育に関するグッドエナフ委員会の勧告に従って医学教育のために 100 万ポンドを加えた。

1947年に労働党が政権を握ったとき、大学の財政に関する問題はますます重要なものとなっていた。すなわちこの間に各種委員会の報告書があいついで発表されたが、それらはいずれも大学教育の各分野にわたり学生数の増加とそれに伴う教育施設、教授陣の改善を要求しており、これに対して他方大学は戦後の財政危機の時期に直面していたのである。蔵相ダルトン Hugh Dalton はこの問題に対して、戦前に実施されていた5年を一期とする補助金制度を復活し、その初年度において900万ポンド、その最終年度には1,200万ポンドにのぼる総計5,300万ポンドの国庫補助金支出を決定した。またその外に1947年の大学補助金委員会の勧告に従って、5年間に約2,300万ポンドの建築物、土地などの資本的支出の補助金を認めた。しかし戦後のインフレーションの上昇、新しい種類の補助金の増加、1949年より施行されなければならない教授の給与の増加は国庫補助金の増額を必要とし、その結果1948年に時の蔵相クリップス卿 Sir Stafford Cripps は当時の経済的事情の悪化にもかかわらず5年間の補助総額を6,550万ポンドに増額することをきめた。彼の言葉によれば、「科学的知識の進歩、若い大学卒業者のエネルギーや主動性、指導力、勇気にこそ、わが国の将来が大きく依存している⁽¹²⁾」からであった。

1951年に保守党が政権を握り蔵相もバトラー R. A. B. Butler, マクミラン H. Macmillan, ソーニクロフト P. Thorneycroft と代ったが、大学補助金の増加政策は続けられ、1952年には2,000万ポンドとなり、1956年には2,500万ポンドとなった。更に次の5年間に関しては、1957年に3,060万ポンドから1961年の3,950万ポンドという増額が決定されたのであ

る。資本財支出に関しては、この外に年々500万ポンドから750万ポンドが支出されたが、1957年からそれは一挙に1,500万ポンドを越すにいった。

こうして戦後15年間に国庫補助金は年額500万ポンドから3,500万ポンドに増加し、その間の総計は3億7千6百万ポンドにのぼったが、これらが戦後イギリスの大学の施設、教授陣、課程、学生などの増加改善にもっとも大きく貢献したことは否定できないものがある。しかも戦後のこの時期において、この国庫補助が大学の総経費の50パーセントから70パーセントを越えるまでを占めたことは、戦前において国庫補助金が総経費の35パーセントを越えることがなかった時期にはなかった重要な問題を含むことになるが、それについては後に触れることとする。

元来その発生において全く個々別々なものであったイギリスの大学が、第二次大戦前の時期において一つの大学制度をかたちづくって発展するようになったのには、大学補助金委員会に負うところが甚だ大きかったのである。この補助金委員会の積極的な役割は、上述の補助金額の著しい増額が示すように、第二次大戦以後の時期においてますます重要性を認められた。例えば、1946年の科学的人材に関するバーロー委員会は、その報告書において次のように述べ大学補助金委員会の権限の強化を主張した。「われわれは大学の独立のいかなる侵犯に対しても、たとえそれがわれわれの提案する拡張計画の遂行に必要であるとしても、反対であることを特記しておきたい。しかしまたわれわれは大学の独立の維持が、国の必要に大学政策を適合させる機構を拡充し改良することを不可能ならしめるとは思わない。……国は大学の独立に干渉する提案がなされるのではないかと、と余りに懸念しすぎているのではないかと思われる。……われわれは国が積極的な大学政策にとりくまなければならない状況にあると考える。このためには大学補助金委員会の任務を改め、その機構を強化することが望ましいであろう。」⁽¹³⁾

このような要望に対して、同年大学総長委員会は「1947～56年間の大学

改革および財政に関する覚書」を出し、大学は国のより積極的な指導を受け入れる用意のあることを次のように述べた。「国民的関心に従って開拓すべきあらゆる学問分野が、大学制度において実際に十分に開拓されており、また大学の手中にある各種資源が効果的かつ経済的に派用されていることについて、政府は十分に知っている権利と義務をもつということを、大学は完全に認める。……大学は、それぞれ与えられている財力資源を適切に用いることが期待されてしかるべきであるばかりでなく、また全体的に国民的関心に奉仕すべき政策をつくり実行することが期待されている。そしてこの仕事に関して大学は個々にまた全体的に、最近まで得てきたものよりはるかに大きな指導を、政府から喜んでうけるであろう。」⁽¹⁴⁾

同年7月大蔵大臣は議会において、大学が新しい拡充と計画的発展の時期に入ったため、大学補助金委員会がより積極的な機能を働かすことを期待すると述べ、同委員会の任務を次のように改革したことを公表した。すなわち新しい大学補助金委員会は「グレート・ブリテンの大学教育の財政的必要を調査し、その必要に応じて議会によって決定される補助金の適用に関して政府を助言し、連合王国における大学教育に関する情報を集め、検討し、役立たしめ、大学や他の関係団体と協議の上、大学が国民的必要に十分適當であることを保証するために時にに応じて求められるような、大学の発展計画の準備と実施を助けること」⁽¹⁵⁾を役目とすることとなった。大学補助金委員会自身はこの新しい任務を「パートナーシップの様式」⁽¹³⁾と表現し、集中的計画と大学の自治の原理は互いに相いれず対立するものであるといった見解には賛成しなかった。

それとともに大学補助金委員会の構成にも変化があった。これより先1943年に委員の数は10名から15名に増加され、新しい委員には現役の大学関係者が含まれたが、1948年までにその数は18名に増加した。任期は5年であったがしばしば重任した。1953年よりの委員長であるマーレー卿 Sir Keith Murray の言葉を借りれば「委員は特別な利益代表として選ばれるのではない。第一の考慮は彼らが個人的に大蔵大臣と各大学の信

頼をうけうる人物であるということである。もちろん大学関係者から選ぶときには地理的な考慮と、大学の教育および研究におけるもっとも重要な関心⁽¹⁷⁾についての考慮を払って、均衡をとることを考えることがある。』1956年の大学補助金委員会は委員長マーレー卿を入れて18名であり、17名の他の委員には現職大学教授9名、カレッジ学長3名、産業界3名、教育長1名、グラマー・スクール校長1名であった。事務局に関しては次第に強化されてくる傾向があったが、1956年において4名の事務官と15名の事務員とがおり、年間約3万ポンドの予算を使っている。

大学補助金委員会の管轄する補助金の範囲は、各種委員会の勧告に従ってひろげられた。1947年にラブデュイ委員会の勧告により、農業教育の補助金は農漁業者から大学補助金委員会に移され、また他の委員会の勧告によって獣医学、林学に関する補助金もこの委員会の管轄するところとなった。また1946年よりハルとレスターのユニバーシティ・カレッジが補助金をうけることとなり、その結果その施設内容を拡充し、ハルは1954年に、レスターは1957年にそれぞれ大学の勅許状を得ることができた。なお従来から補助金を得ていたノッチンガム、サザンプトン、エクセターの各ユニバーシティ・カレッジも、それぞれ1948年、1952年、1955年に大学の勅許状を得た。1949年ノース・スタフォードシャー・ユニバーシティ・カレッジはいろいろな意味で実験的なユニバーシティ・カレッジであるが、その予算は当初より殆んど全面的に大学補助金委員会よりの補助金に依存している。

大学補助金委員会の責任が増大し、その活動が増加するにつれて、その活動を円滑ならしめるために小委員会を設置することが、さまざまな政府委員会によって勧告された。その結果1956年までに医学および歯科医学、農学、獣医学、理学、工学、建築、教員養成、社会科学、東洋およびアフリカ研究、スラブおよび東欧研究の10小委員会がつくられたが、そのうち最後の3小委員会は1952年に廃止され、1956年には新たに寮制度の小委員会が任命された。これらの小委員会は大学補助金委員会の委員と若干の特別任命の専門委員とを含んでおり、それぞれの問題について研究し、そ

の結果を大学補助金委員会委員長に報告をすることになっている。

大学補助金委員会はながらく大学の自治を侵犯しない方法として包括式補助金方式をとってきたが、1947年に部分的に医学、歯科医学、農学、獣医学、社会科学、教員養成、東洋およびアフリカ研究、スラブおよび東欧研究などについての特別項目別補助金方式をとり入れた。それはこれらの項目の戦後の急激な発展のために、便宜的にひもつきの補助金を出す必要があると考えられたからであった。委員会はこの実施については慎重であり、これが臨時のものであること、もし大学側が望まないならば与えることがないなどとしたが、やはり大学側からの不満を招いた。例えばオクスフォード大学の総長は1948年に、「われわれは親切ごかしに殺される危険にある。……大学補助金委員会によって社会科学のために指定された莫大な補助金によって困った問題がおこっている。……その独占性を失うことなく大学によって受け入れることのできる項目別補助金額は、それと均衡をとるべき自由な金がどれだけあるかによる⁽¹⁸⁾」と述べた。1947年より1952年の間の項目別補助金は1,870万ポンドにのぼり、全体の補助金の約30パーセントを占めた。大学補助金委員会はこの方法が特殊な分野を急速に発展させる唯一の方法であると信じてはいたが、また同時にそれに対する批判もまた正しさがあるとして、1952年より項目別補助金を廃止し、なおそれに対して各大学が「各学部、学科への分配に際して、従来項目別補助金をうけていた特殊の学科の1947～52年間の発展を好意的に考慮し」、また「項目別補助金によって始められた発展を削減する提案は、決定以前に大学補助金委員会と協議される⁽¹⁹⁾」ことを条件としたのである。

また大学補助金委員会の資本財支出額の増大は、各大学に対する委員会の発言権を強化した。戦前においては大学補助金委員会による資本財支出は少なかったばかりでなく、各大学の建築、土地購入は大部分民間の寄附によっていた。ところが戦後ではむしろ各大学の資本財支出は殆んど大学補助金委員会の補助金に依存したばかりでなく、戦後の労働ならびに資材事情によって、委員会は各大学の工事に対して優先順位をつける権限を与

えられ、それによって大学の計画に大きな発言権をもつようになったのである。

大学補助金委員会の仕事が増加し複雑さを加えるにつれて、委員会が他の政府部局との連絡を密にする必要が生れ、その結果大学補助金委員会に教育省、農漁業者、科学産業研究局などからの陪席者 Assessors を委員会に出席させるようになった。また科学政策助言委員会に大学補助金委員会の委員が出席したり、この助言委員会の議長が助言委員会の工学小委員会に加わるなどの方法もとられている。

以上は戦後の大学補助金委員会において、とくに変化のあったことからであるが、この外に委員会は従前通りの公式な大学訪問や非公式な折衝を行っている。委員による公式な大学訪問は5年の補助金支出期間に1度行われ、各大学の行政当局、教授、学生団体と面接し、その大学のもつ問題について直接的な知識を得ることを目的としている。この外小委員会による問題別の訪問もある。また書簡や訪問などによる非公式な折衝は、大学におこっている事柄について常時の情報を得るものとして、公式な訪問以上に重要視されている。大学補助金委員会はこれらにもとづいて次の5年間に大学が必要とする補助金額を決定し、その総額に関して大蔵大臣に助言を行う。委員会と大蔵省との間に協議が行われた後、大蔵大臣は国家財政全般の中で5年間の大学補助金の総額を決定する。1957年まではこの総額が決まると、委員会は各大学の代表とあって各大学の必要を再び確かめ、その上で各大学への配分を行っていたが、それ以後はこの中間的な手段をとることなく、ただちに配分を行ってきている。この配分の方法については特別な規則はなく、ただ「学生数、種々な項目の経費、教育と研究との均衡、種々な提案の相対的重要度、他の財源の有無、行政的効率、その他の明瞭あるいは不明瞭なさまざまな要素⁽²⁰⁾」を考慮に入れて決定するとマーレー卿は述べている。

(4) 大学補助金委員会をめぐる諸問題

このような大学補助金委員会の権限の増大、補助金額の増加は、大学の自治との関連で重要な意義をもつ。第一にこの補助金の増加、ことに項目別の補助金の設定は、当然大学教育の内容に大きい影響を及ぼすが、この補助金の決定が本当に正しい国家的利益に従ってきめられているかという問題がある。これについては既に 1947 年の貴族院においてリンゼイ卿 Lord Lindsay が、「政府は大学の拡張のための資金を気前よく出しているが、この問題の反省についてはどれ程用意しているであろうか」と論じ、大学補助金委員会の仕事は年々補助金を各大学に与えるところにあるから、「何か革命的な変革の理想をもって、全体的な組織を考察する⁽²¹⁾」には不向きであると述べた。マンチェスター大学総長のサイモン卿 Lord Simmon of Wythenshaw もまた、リンゼイ卿の指摘する行政的問題に関しては大学補助金委員会は十分な調査機関たり得るであろうが、しかし大学教育の目的や方法に関しては、例えば「自由社会における一般教育」をあらわしたハーバード大学の研究委員会のようなものがつくられることが望ましいと述べた⁽²²⁾。また自然科学の雑誌「ネイチャー」誌はリンゼイ卿の見解に同意して、大学補助金委員会は現存の大学制度と余りに密接に結びついているから、その客観的な評価はできないとし、それに代って勅命委員会の任命を主張した。エクセターのジョン・マーレー John Murray 総長もまた、ことに地方大学の無計画ともみえる発展に対して、その行くべき方向や方法に関しての注意深い研究がこの勅命委員会によって行われるべきであると主張した⁽²³⁾。

これらに対して大学に関する長期的な問題や政策を、大学補助金委員会や、あるいは提案された勅命委員会のような政府機関によらず、一種の民間機関で研究しようという提案が大学教員協会によってなされた。これは大学評議会 Academic Council または合同大学評議会 Joint Universities Council と呼ばれ、大学に関するあらゆる事項を論じあう場として考えられた。そしてそれには大学の教員、行政員、専門職能団体、産業界、労働界、公共機関、社会団体などの代表が参加すると考えられた。この案はサ

イモン卿によって支持されるが、彼はその理由として「大学補助金委員会と大学総長委員会は強力な計画機関となりつつある。もし彼らの仕事に対して自由な公的な論議がなされないならば、彼らは余りにも強力になりすぎるであろう⁽²⁴⁾」と述べた。この考えの中には、大学補助金委員会の強力化に伴う第二の問題、すなわち正当な民主的大学の運営上、この委員会が他とのバランスを失って余りに強大になりはしないかという懸念が含まれている。そしてこれは第三の問題、すなわち大学補助金委員会が個々の大学の自治権を侵すことがないかという問題にもつながるのである。

しかし大学補助金委員会のもつ潜在的な危険に対するこれらの提案は、例えばサイモン卿の提案が1947年のイギリス大学会議において多くの賛同を必ずしも得なかったように、いづれも絶対的な支持をうけることなく終り、またこの間政府も現在の制度で十分に社会の要求が大学に反映しているとして、別個の機関の設置に反対してきた。これには確かに十分な根拠が存在すると考えられる。その第一は提案された大学審議会や勅命委員会の機能を果すと考えられる団体が既に存在していることである。すなわち大学関係の全国的な組織としては、大学教員協会、全国学生同盟、学生キリスト教運動や、あるいはイギリス大学会議、イギリス連邦大学会議があり、これらはいづれも大学関係の自発的な組織であり、定期刊行物や報告書の類を公刊し、あるいは全国的会合を開催し、それぞれの立場から大学全般に関する政策の提案や批判を行っている。またロイヤル・ソサィアティ、イギリス産業連盟、フェビアン協会、ナフィールド・カレッジといった各種の学術的産業的政治的諸機関も、折にふれて大学問題を論じている。ヘザーリントン卿 Sir Hector Hetherington は、広い社会的基盤の大学政策審議機関の存在は、大学への国家の関心の拡大への「つりあい」として必要であると述べたが、こうした独立した有志的各種団体はこうした要望に十分こたえているのではないかと考えられる。⁽²⁵⁾

これに関連して大学総長委員会 Committee of Vice-Chancellors and Principals の存在を無視することができない。1919年につくられたこの委

員会は、大学補助金委員会と同じく戦後1946年に強化された。すなわち同年大学総長委員会は事務局を設置し、その維持に関して各大学の同意を得たが、これは大学総長委員会が各大学のための公的な商議機関であることを認められたことを意味した。それ以来同委員会は大学間の意見の調整や討議の場として、また大学全体の利益を代表する機関としての役割を果たしてきたのである。それはしばしば小委員会を任命して大学全体にかかわる問題について研究させた。例えば1946年の大学学寮計画委員会、1953年の大学入学資格に関する調査委員会の任命があった。大学総長委員会はこの外に大学教員や技術職員の給与の決定について協議を行ったり、あるいはイギリス産業連盟との共催で「大学と産業」についての会議を開き(1950, 1952)、大学における産業技術教育について産業界と意見の交流を行ったりした。この委員会はまたイギリス大学会議、イギリス連邦会議の主権団体となっている。バーカー卿はこの大学総長委員会と大学補助金委員会の協同の行動が、「未来の要求と問題に対してイギリスの大学の発展を導いてゆくことに対して信頼をおくことができる⁽²⁶⁾」と述べたが、この総長委員会の存在もその大学補助金委員会に対する協力が、国の大学政策の決定に広い社会的基盤を与え、ことに大学当事者の見解をそれに十分反映させ、また補助金委員会の正常な機能の発揮を助けるとともに、それを適当にチェックすることにより、すでに考察したような勅命委員会などの設置への要求を実質的に満たしていると考えられるのである。

大学補助金委員会の強力化に対する懸念を解消させる第二の点は、この委員会そのものの性格である。委員会は大蔵大臣の監督下にある政府機関であり、最終的には大臣の命令権に従うが、しかし他の政府機関とは異った性格をもち相対的な独立性をもっている。すなわち委員長をはじめ各委員は現職または退職した大学関係者であり、その任命も政府当局側ばかりではなく、大学側からも信頼のおかれる人物という基準によっている。それはもちろん完全に大学側の利益を代表するものではないが、しかし少なくとも大学側の利益を代弁する面ももっている。またその政策や補助金の決

定に關しての慎重な手続きは、大学の自治を傷けないような配慮をもってなされている。さらにその補助金は經常費に關する限り今日ではすべて5年を単位とする包括式補助金方式をもっている。もちろんこの包括補助金といえども、大学が提出し、委員会の同意した計画に従って与えられるのであるから、少くとも道義的に無制限に大学の自由になるものではない。しかし大学はその同意できない計画に従った補助金を拒否する権利をもっているし、また補助金委員会は大学の勅許状に示されている以外の項目に關して補助金を出すことは許されていない。

今日の各大学に対する補助金総額は第一表に見るように、イギリス大学全体の総収入額の70パーセントに上り、しかもそれは年々増加の傾向があ

第一表 大学収入の分析⁽²⁷⁾

	各大学の 収入総額 (ポンド)	収入源別(パーセント)					
		国庫 補助金	地方教 育補助金	授業料	基金収入	寄附	その他
1920—21	3,020,499	33.6	9.3	33.0	11.2	2.7	3.3
1923—24	3,587,366	35.5	12.0	33.6	11.6	2.5	4.8
1928—29	5,174,510	35.9	10.1	27.8	13.9	2.4	6.9
1933—34	5,953,320	35.1	9.2	32.8	13.7	2.4	6.8
1938—39	6,712,067	35.8	9.0	29.8	15.4	2.6	7.4
1946—47	13,043,541	52.7	5.6	23.2	9.3	2.2	7.0
1949—50	22,009,735	63.9	4.6	17.7	5.7	1.7	6.4
1953—54	31,112,024	70.5	3.6	12.0	4.3	1.6	8.0
1955—56	36,894,000	72.7	3.1	10.8	3.8	0.9	8.7

る。個々の大学に關しては第二表の通りであるが、オクスフォード、ケンブリッジ両大学においてすら国庫補助金は全収入のそれぞれ62パーセント⁽²⁸⁾、55パーセントに達している。新大学における国庫補助金の率はさらに高く、ロンドン大学においては70.5パーセント、その外リバプールでは74.5パーセント、レスターでは77.6パーセントにのぼり、ノース・スタフォードシャーでは殆んど全額を国庫補助に仰いでいる。⁽²⁹⁾

このような国庫補助金の増大は大学に対する国家的干渉を招きやすいよ

第二表 大学総収入と国庫補助との比率 1956—57 ⁽³⁰⁾

	収入(ポンド) A	国庫補助額(ポンド) B	B/A (パーセント)
オクスフォード *	2,712,647	1,668,020	61.49
ケンブリッジ *	3,568,792	1,953,800	54.75
ロンドン	12,070,359	8,510,800	70.51
その他イングランドの大学	15,370,588	10,445,840	67.98
ウェルズ	1,916,585	1,323,360	69.05
スコットランド	6,016,635	4,348,060	72.27
総計	41,655,609	28,252,880	67.82

* カレッジの収入を含まない。

うに思われるが、すでに述べたようにこれらは包括式補助金であって、必ずしも直接に干渉を導くものではない。さらに各大学のその他の財源、なかでも基金よりの収入は、額こそ例えばリバプールのように 8.5 パーセント、レスターの 2.7 パーセントと小さいが、いづれも大学創設以来の収入源であり、また国庫補助金の与えられる以前より存在していた財源であるため、大学の財政全体に大きい発言力を持ち、また国庫補助金に対する大学の態度にも影響力をもっている。すなわちこれらの基金は主にそれぞれ大学を特色づけている長期的な諸計画と関りをもっており、その管理に関して大学のもっていた自治的な権限は、かりにそれらの基金収入が国庫補助金によって補充されとしても国家によって犯されることがないと考えられているのである。⁽³¹⁾ さらにオクスフォード、ケンブリッジの場合には、補助金をうけるのはいわゆる大学の財政であり、豊かな基金をもつカレッジは全く補助をうけていないということも、ことにこの大学における国庫補助金の影響力を弱めることとなるのである。⁽³²⁾

もちろんこれらのことは国庫補助金のもつ力を軽視してよいということではない。例えば補助金委員会は既に補助金の停止を道具に再度にわたって大学行政に干与している事実がある。その一つはロンドンのキングス・カレッジでの宗派的制限の撤廃を要請した件であり、⁽³³⁾ もう一つはノッチンガム

の大学管理機関への教授代表の参加の強要である。⁽³⁴⁾しかしそれらの干渉は
 いづれも大学の発展という観点から正当化されうるものであり、またむしろ
 大学教師の利益をまもった行為であった。そしてこれら以外には大学補助
 金委員会と大学との衝突はない。したがって大学補助金委員会が自ら
 「大学によって彼らの自由の保護者としてみなされている」と⁽³⁵⁾いっているの
 もあながち誤った自画自讃ではないのである。サイモンズは同様のことを
 新大学の立場から次のように述べている。「大学補助金委員会が若い大学
 に対してなした最も貴重なサービスの一つは、その諸計画への同情ある批
 判者として振舞い、それがもっていない経験や知識をもって援助したこと
 である。これがもし干渉と呼ばれるならば、確かにもっとも望ましい種類
 の干渉であった。」⁽³⁶⁾

このような大学補助金委員会の役割は、もちろん政府側からの理解がな
 くしては成立し得ないものでもある。これについては歴代の政府は委員会
 の特殊な地位を尊重している。もちろん補助金額の決定に際しては国家財
 政のたて前や、あるいは国家的な要求にもとづく大蔵省の意向は十分に委
 員会によって尊重されるという前提にたつが、大蔵大臣は一度決定された
 総額についてはその詳細に関して委員会に干渉することはない。大学補助
 金委員会の書記をつとめたホール卿 Sir Edward Hale は、かつて「大蔵
 省はある特定の大学への補助金額について、あれこれと指図することは決
 してないであろう。事実彼らは今までそうしたことがなかったし、そうし
 ないということが、大学補助金委員会の任命のねらいであった」⁽³⁷⁾と述べ
 た。またかつて蔵相であったバトラーは自らの経験に基いて次のように述
 べている。「私は大学補助金委員会からの勧告をうけた後で全補助金額を
 決定した。次に大学に対して特定の分野の発展についての政府の要求を委
 員会を通して示した。私はある額がある特定の目的に使われることを条件
 として請求することができたが、これは一つの方法として極くまれにしか
 用いられなかった。事実現在は項別補助金がない。しかしこれは特定の分
 野の発展を始め、または強化するのにもっとも適した方法であったろう。

これは重要なことであるが、ある金額が使われるべき目的が一度きまれば、私はそれが各大学の間にとどのように分配されるかについては干渉しなかった⁽³⁹⁾のである。」

大学補助金委員会の予算は5年間を単位とした総額として議会に提出され、議会はそれを尊重して承認する慣習であるが、これに対して議会内にしばしば不満の声があがり、より細部にわたって大蔵省が管理し、それを通じて議会の干渉ができることを求めるものがあった。これについて政府は、大学補助金委員会が政府当局の下におかれることは、「大学の自由に影響を及ぼす困難な問題を包含する。大学が政府の諸規則に従属し、あるいは大学政策が国によって管理されるべきであるということは、いかなる代々の政府もとらなかつたところである⁽³⁹⁾」という態度を堅持し、議会もまた全体としてはそれを支持してきた。

(5) イギリス大学の自治

以上の考察に従ってわれわれはイギリスの大学が現代社会のさまざまな条件、なかでも国家権力の拡大にもかかわらず、依然として中世以来の伝統である大学の自治を確保しているということができよう。次にこの大学の自治が具体的にはどのようなものと考えられているかについて考察し、なおそれを可能ならしめている若干の条件について考察してみよう。

既に考察したように今日の段階において大学が国家と関係のない私的な団体として存在することは許されていない。多かれ少なかれ国家的計画の一部に組み入れられ、直接的ではないとしても何らかの形で国家からの影響をうけている。このような中で大学の自治権とは何を指すのであろうか。ヘザリントン卿はこの問題について次のように述べている。「現代の諸条件の下において、大学の自由選択の余地は過去においてよりも狭められているに違いない。しかしそのような余地は依然としてあるし、そのなかにもっとも重要な諸決定がある。」そして彼は大学があらゆる場合にお

いて堅持しなければならない二つの権利として、第一に教員の任免権をあげ、第二にその教育課程の組織と教育の性格、水準に対する責任とをあげた。そのうち前者については「それは大学の自由の第一次的な条件であり、その構成員がその責任においていかなることをも語り教えることができる保証の唯一の根拠である。」とした。⁽⁴⁰⁾

北アイルランド、ベルファーストのクィーンズ・ユニバーシティの総長アシュビイ卿 Sir Eric Ashby は大学の自由の条件について、大学の教師たちは少なくとも次の4点についての統制権をもたなければならないこと述べた。すなわちそれには、(1)学生の入学および試験、(2)教育課程、(3)教員の任命および任期、(4)大学の収入の配分であった。⁽⁴¹⁾この4項目にさらにベルダールに従って(5)研究題目の決定を加えることができよう。⁽⁴²⁾

これからの5項目は現実にとどのようにまもられているであろうか。第一の学生の入学および試験に関してはこれは明らかに大学の、それも教授たちによるセネットの権限に属しており、国家はこれに対して何ら統制したり、条件を申し出ることはない。ただし入学者の定員に関しては、例えば理工系の学生の増加などについて一般的な、すなわち大学全体の総数に関して希望をのべ、あるいは補助金の支出に関してもその意見を反映させようとすることはある。しかし個々の大学に関してそれを押しつけることはないし、また大学全体に関してもその受諾はあくまでも大学側の自発性にまかせられている。

第二の教育課程についてもこれは全く大学の権限内のことである。課程の新設置に関して国家は政府委員会を通じ、あるいは補助金委員会によって希望をのべることはあるが、その決定権は一切大学側にあり、教育課程の詳細の管理運営は大学のセネットの権限に属する。

第三の教員の任免、任期については全く個々の大学の権限である。教員は通常セネットが選び、カウンスルによって任命される。

第四の財政については既にのべたようにいろいろ複雑な問題が含まれるが、ようするに国庫補助金も含んだあらゆる大学の収入の配分などに関す

る財政の権限は大学のカウンシルに属する。

第五の研究題目の決定の自由もまた大学にある。ただし近年の大学補助金委員会を通じない他の科学技術研究に関する国庫または民間補助金の増大は、現在においては何も問題をおこしてはいないが、少くとも科学研究の分野において研究題目が外部からの示唆によって決定される可能性のあることはベルダールの述べたように「注意深く監視される必要がある⁴³⁾」ところであろう。

最後にこれらと関連して大学における政治的自由の問題に触れておきたい。結論からいえば第三の教員の任命権の自治にも擁護されて、大学の教員の政治的自由は高度にまもられているといえる。大学の教員の政治的動きに対して歴代の政府はいずれも不干涉の態度を続けてきた。この問題について近年の話題となったものに1934年のラスキ H. Laski 教授のモスコーでの講演に端を発した事件があった。彼の親ソビエットの言動について国内の一部勢力から出された批判に対して、大学教員協会は次のような決議をつくって抗議をした。すなわち「大学教員協会は、大学教員がその機能と特権を完全に行使する権利を持つことを確認する。このことは、論争的な事項について法の制限内において公的に意見を表明することは大学教師の地位と責任と矛盾せず、そのような意見の表明は個人的なものであり、その属する大学をかかりあいにするのではない。大学教員協会は公的な意見表明をするとき、大学教師は特別な責任をもつことを認める。しかしこの原則を個々の事例に適用することは、終局的には個人の判断にまかせられるべきであり、大学教員協会はこのような意見の表明に対する大学当局あるいは外部団体の拘束に対して抵抗するであろう。」⁽⁴⁴⁾ 結局ラスキ教授に対しては政府もロンドン大学当局も何ら行動をとらず、大学教員協会も数ヶ月後に「われわれの大学の自由は誰によっても脅かされなかったし、またされて⁽⁴⁵⁾いない」としてこの問題に終結をつけた。

この大学教員の政治的自由の原則は戦後も公的に再確認された。1953年に14人の大学総長たちが商業テレビに反対の意見を表明したとき、ある保

守派議員がそれを批判し、大学関係者が公的資格で政治的論争に意見を表明することを制限することを大学補助金の下附条件とすることについて大蔵大臣に質問をした。それに対してバトラー蔵相は「そのような条件はない。……われわれは自由社会に住んでいる。大学教員の政治的行動は大学当局に関する事項である」と答え、野党労働党のゲイツケル Hugh Gaitschell もそれぞれを支持して、「大学の政治的見解を圧迫することは大蔵省の任務ではない」と述べた。⁽⁴⁶⁾

同様にして大学学生に対する政治的制限も、国家によってもまた大学当局によっても行われていない。事実大学内には保守党から共産党にいたるあらゆる団体が活潑に活動しており、それに対して大学当局が制限を加えたということは未だ聞かれない。教員に関してマルキストが大学での地位を得ることが難かしいという批判が聞かれるが、それが真実であるとしてもあくまでも大学内の問題で、国家の関ることではないし、またマルキストの教員がいないわけではないのであるから、これを大学教師に自由がないという積極的な例とすることはできない。

これと関連して最近問題になっているものに、機密事項を含む政府機関に就職しようとする学生の国家への忠誠に関して、国の保安当局が大学教師に情報を求めるという事件がある。これは大学教師に対して国家の道具となることを要求し、いかえれば一種の忠誠宣言をすることを要求し、またそれによって学生と教師との間の自由な交渉を阻げる結果を導くとして大学教師や学生の間から反対をうけた。1956年の大学教員協会中央委員会は大学の教師はその学生の政治的宗教的意見や行動について質問されてはならないし、質問に対して答えるか答えないかは個々の教員の自由であるという決議をした。翌年春の貴族院において協会の事務局長コーリー卿 Lord Chorly はこの事件について質問をし、これに対して時の内務大臣バトラーは保安当局による権限の乱用はないと答えたが、事態は依然として大学教師たちを満足させるものではないといわれている。⁽⁴⁷⁾

しかし全体としてはイギリスの大学は高度の自由をもっているといえ

る。これはどのような理由にもとづくものであろうか。1936年に大学補助金委員会はこの問題に関して、「国家主権の問題が極端に主張されることがなく、中央集権や官僚体制が強く求められることなく制限内におかれるわが国においては、大学自治に対する危険脅威は比較的少ない⁽⁴⁸⁾」と述べたが、疑いもなくこの大学自治の背後にはイギリス社会における一般的な自由、なかんずく良心と学問の自由が存在する。それを存在せしめている理由についてはまたさらにいろいろと考えられるが、ここではながく発達してきた議会政治と自由な言論機関がそれに対して強い貢献をしているとだけ述べておこう。

より具体的に大学の自由を支えているものとしては、まず第一に無視できないものが大学の伝統であろう。既に考察したように大学は近代国家の成立に先立って生れ、ながらく独立の伝統をもってきた。この伝統の力は19世紀以降の新大学の伝統においても大いに力をもっているのである。

第二にはそれと関連して、大学を管理する国家機関のないことである。イギリスの大学はその起源においていずれも有志立であり、国家がイニシアティブをもってつくられたものではない。したがって大学に関係をもつ国家機関である国王(枢密院)や大学補助金委員会は厳格な意味で管理機関ではない。それはそれぞれ制限された機能をもつに過ぎない。大学補助金委員会の管理する補助金額の拡大により、主としてその力によって大学の国家的制度の発達した今日でも、それはその制度に決定的な影響力をもつものではない。そこにはイギリス行政の原則である「権力の分散」が見事に行われており、その意味で関係諸団体、なかでもイギリスの大学を代表する総長委員会、教員協会などの団体の意義は無視できない。しかもそれらの諸団体といえども各大学の内的行政に関する決定権はなく、イギリスの大学の管理権はあくまでも個々の大学の管理機構に属しているのである。

第三の点としてはベルダールの指摘したように、大学および政治における指導者の間の見解の共通性ということがある。これは別の面からみれば⁽⁴⁹⁾

B. サイモン⁽⁵⁰⁾のいったようにイギリス教育制度の階級性ということと結びつく点ではあるが、ともかく歴代の内閣あるいは政治的指導者たちの殆んどが、党派にかかわらず大学、なかでもオクスフォード、ケンブリッジの出身者であり、しかもかなりのものが大学で教鞭をとり、あるいは行政に経験のある人達である⁽⁵¹⁾。たえず大学と政府との間に円滑な交流関係がありうることを示すばかりでなく、両者が実質的には共通の基盤にたっていることを示すものである。アメリカ、プリンストン大学総長ドッズ B. H. W. Dodds が大学補助金委員会の成功について、「大学補助金委員会の成功は、共通の好みと共通の見解をもった政府の内外における大学人の同質的な社会の不文律な伝統と、個人的社会的関係に依る⁽⁵²⁾」と述べたことは、大学と国との間の関係について一般にいえることである。

このような背景において、大学問題について党派的な論争が少ないということが大学の自治を存在させる第五の条件となる。大学と政治の指導者間の同質性が両者の間に大きな論争を導かないと同様に、政治的指導者間にも大学に関して大きな論争をおこさない。ことにイギリスの大学が極めて少数の社会的知的グループのための専門化された機関であり、またあった事実は、大衆の大学への関心を薄めることとなる。サイモン卿が「大衆は大学教育を、ちょうど1902年以前の中等教育のように、彼らの何の関係もない遠いところのものと考えている⁽⁵³⁾」とのべたのも、その事情を物語る。従って今日保守、労働の両党ともに大学の機会の拡張、施設の拡充などの要求を表明はしても、これが両党の政策の重要論点となることはないし、また議会内外においてながく大学を政争の外においてきた伝統に抗して、敢てそれを論争にとりあげようとする政治家は少ないのである。ただし前に考察したように過去において大学調査の勅命委員会をめぐり、また大学補助金をめぐって論争がおこなわれたことがあったし、また近年においても時に貴族院において大学教育の論ぜられたこともあったが、これらによって大学の自治が侵害されたことはなかった。しかし既に勅命委員会の設置をめぐる論争にあらわれたように、大学がこれからも全く政争の外

に立ち完全な自治を維持しつづけるかということについてはなお若干の考察を必要とする。第一には政治および大学内における新らしい社会的勢力の出現である。上に考察したように保守、労働を問わず政治的指導者達は大学を支持しているが、すべてがそうであるのではない。既に1923年に一労働党議員はケンブリッジ大学の改革に関して「大学の自治が主張されているが、それはしばしば事柄をうちわのことにすることを意味する。……その機構の中で教育された人によって管理される自治は、その大学の進歩的教育に対してもっとも悪いものとなろう⁽⁵¹⁾」と述べて、伝統的な大学行政に批判を加えている。また大学の中にも大学教育を階級的なものと批判するB. サイモンのような人を含んできている。これらの要素は今日では依然として少数派ではあるが、しかし今後の推移によっては大学制度に対して根本的な改革をせまる力となるかもしれない。

ことにその条件として最近のイギリス社会の動きがある。すなわち第一には技術教育の要求であるが、大学における技術教育の拡充という国家的要求は、直接間接に伝統的な大学教育の変容を求める。これは大学内の技術教育の比重を加え、伝統的な古典的人文主義的大学教育観に影響を及ぼす。そしてこのような国家的要求が許容されるある限度を越え、伝統的の大学人との間に葛藤をおこす可能性のあることは、「技術教育を拡充しようとする政府の計画は大学界に若干の懸念をおこしている。……古い大学は技術者の殺到は彼らの人文主義的伝統を窮地に陥らせるであろうと恐れている⁽⁵³⁾」というオブザーバー誌の観察する通りである。ことにこれが大学教育の機会の拡充を求める第二の社会的要求と給びついているところに問題がある。「大学は注意深く選ばれた学生が、高度の知的訓練をうける純粋な学問の場となるべきである」といった保守的な見解が、若し今なお強度に大学を支配するとしたら、そこに大学と大学外の社会との間に何らかの衝突がおこるかもしれない。また大学への国庫補助金も、現在のイギリス財政の安定を基礎にして余り問題なく交付されていると考えられるのであって、これが果してどこまで保証されるかは必ずしも楽観を許さない。すで

に新しい大学調査の勅命委員会を求める声がある。それは現在までのところ「大学が国家の期待に沿えなかったからではなく、国家の現在の大学政策が動揺しているようであるからである⁽⁵³⁾」といわれているが、しかしその声の中にやはり大学と社会との間の「社会的遅退」に対する批判が聞えないわけではない。それらは大学の自治に対して将来何らかの形で影響を及ぼすかも知れない。しかし一般にいて今日の所イギリス大学の自治の理念は強く支持されている。そしてそれは戦後社会の変動に対して大学が自ら適応し、社会の期待にこたえてきたからではないかと思われる。

(本学助教授)

註

- (1) Barker, Sir E.; *Universities in Great Britain*, 1931 p. 9
- (2) Barker; *op. cit.* p. 12
- (3) Truscot, B.; *Red Brick University*, 1943 p. 88
- (4) ノッチンガムの例については Simmons, J.; *New University*, 1958 p. 135
- (5) Truscot,; *op. cit.* p. 89
- (6) University Grants Committee; *University Development 1947-1952*, 1953 p. 41
- (7) Truscot; *op. cit.* p. 89.
- (8) Robson, W. A.; *Las universidades britanicas y el estado* p. 3, Berdahl, R. O.; *British Universities and the State*, 1959 p. 109 より引用
- (9) Barker; *op. cit.* p. 14.
- (10) その一例として Moodie, G. C.; *The Universities: a Royal Commission?* Fabian Society Series 209, 1959
- (11) U. G. C.; *University Development 1935—1947*, 1948 p. 76
- (12) *University Quarterly* 1948, 215. Berdahl; *op. cit.* p. 75に引用
- (13) Committee on Scientific Manpower; *Report* 1948 p. 21
- (14) Dodds, H. W. and Others; *Government Assistance to Universities in Great Britain*, 1952 p. 56
- (15) Parl. Deb. (Commons) 5th Ser., Vol. 426 July 30, 1946 Berdahl; *op. cit.* p. 76. に引用
- (16) U. G. C.; *University Development 1935—1947*, 1948 p. 82
- (17) Murray, Sir K.; *The Work of the University Grants Committee in Great Britain*, 1955 p. 254, Berdahl; *op. cit.* p. 77 に引用
- (18) *Oxford University Gazette* Oct. 8, 1948 Berdahl; *op. cit.* p. 79に引用

- (19) U. G. C.; *University Development 1947—1952*, 1953 p. 52 に引用
- (20) Murray ; op. cit. p. 257—8, Berdahl ; op. cit. p. 81. に引用
- (21) Parl. Deb. (Lords) 5 th Ser., Vol. 147 May 14. 1947, Berdahl ; op. cit. p. 86 に引用
- (22) *University Quarterly* 1 1947 p. 325, Berdahl ; op. cit. p. 86 に引用
- (23) Murray. J.; *The Need for a Royal Commission 1947*, Berdahl ; op. cit. p. 88 に引用
- (24) *University Quarterly* 1 1947 p. 190, Berdahl ; op. cit. p. 88 に引用
- (25) Hetherington, Sir H.; *The British University System 1954*, Berdahl; op. cit. p. 89 に引用
- (26) Barkes, Sir. E.; *British Universities 1946* p. 39
- (27) Berdahl ; op. cit. p. 202
- (28) 後に触れるようにこれには各カレッジの収入が計算に入れられていない。
- (29) Simmons ; op. cit. p. 199
- (30) U. G. C.; *University Development 1952—1957* p. 92 Appendix X と Moodie ; op. cit. p. 52 Appendix III から作製した。
- (31) Simmons ; op. cit. p. 199
- (32) 例えばオクスフォードの27のカレッジの収入は1956年において1,922,270ポンドに上っている。Moodie ; op. cit. p. 51
- (33) キングス, カレッジでは大学教師が英国教会員であることを必要としていたが, 1894 年時の自由党政府は宗派的教育機関に公費援助はできないという理由でこの宗派的制限を撤廃することを大学当局に求めた。財政的に苦しかった大学側は結局その勧告に従わざるを得ず, 1903年の議会法によってこの大学における宗派的制限は廃止された。
- (34) ノッチンガム大学では1881年に創設以来, 管理機関に大学の教官の代表を加えていなかった。これに対し大学補助金委員会はしばしば警告を与え, 教授代表を加えることを求めたがきかれなかったので, 1936年に大学に対し国庫補助金の増額を認めないと通告し, さらに補助金の全額うちきりのありうることを示唆した。その結果大学側も折れ1936年の学則改正により, 教授代表が管理機関に加わることとなった。
- (35) U. G. C.; *University Development 1947—52*, p. 75
- (36) Simmons ; op. cit. p. 202
- (37) Berdahl ; op. cit. p. 141
- (38) Berdahl ; op. cit. p. 142
- (39) Berdahl ; op. cit. p. 120
- (40) Hetherington ; op. cit. p. 12—13, Berdahl ; op. cit. p. 162 に引用

- (41) Ashby, Sir E.; *Self Government in Modern British Universities* 1956, Berdahl ; op. cit. p. 162 に引用
- (42) Berdahl ; op. cit. p. 162
- (43) Berdahl ; op. cit. p. 163
- (44) *University Review* Vol. 6, No. 2, 1935, Berdahl ; op. cit. p. 67 に引用
- (45) *University Review* Vol. 7, No. 1, 1935, Berdahl ; op. cit. p. 67 に引用
- (46) *Parl. Deb. (Commons)* 5 th ser. Vol. 517 (1953), Berdahl ; op. cit. p. 158 に引用
- (47) Berdahl ; op. cit. p. 159
- (48) U. G. C.; *Report* 1936, p. 10
- (49) Berdahl ; op. cit. p. 167
- (50) Simon, B ; *A Students' View of the Universities* 1943 p. 38, Berdahl ; op. cit. p. 83 に引用
- (51) 例えば1951年のチャーチル保守党内閣において15名の閣僚は8名のイートンおよびハロー校出身者, 10名のオクスフォードおよびケンブリッジ出身者, 1名のマンチェスター大学出身者を含み, また6名が大学総長, 評議会議長, 教授をしたことがあった。また1945年のアトリー労働党内閣においても20名の閣僚のうち5名がオクスフォード, ケンブリッジ出身で5名がその他の大学の出身者であり, また6名が大学の教授または理事長であった。
- (52) Dodds ; op. cit. p. 102—107
- (53) Simon, Sir. E.; *The Universities and the Government* 1946 Berdahl ; op. cit. p. 169 に引用
- (54) *Parl. Deb. (commons)* 5 th ser. Vol. 165 (1923) col. 1885, Berdahl ; op. cit. p. 173 に引用
- (55) *The Observer*, March 27, 1956, Berdahl ; op. cit. p. 181 に引用
- (56) Moodie ; op. cit. p. 49

参 考 文 献

- Armytage, W. H. G.; *Civic Universities*, 1955
- Baker, E.; *Universities in Great Britain*, 1931
- Baker, E.; *British Universities*, 1949
- Berdahl, R. O.; *British Universities and the State*, 1959
- Carmichael, O. C.; *Universities : Commonwealth and American*, 1959
- Chapman, A. W.; *The Story of a Modern University*, 1955
- Dent, H. C.; *Growth in English Education 1946—1952*, 1954
- Kneller, G.; *Higher Learning in Britain*, 1955
- Moodie, G. C.; *The Universities : a Royal Commission*, 1959
- Simmons, J.; *New University*, 1958
- Truscot, B.; *Red Brick University*, 1943
- U. G. C.; *University Development 1947—1952*, 1953
- U. G. C.; *University Development 1952—1957*, 1958

Some Problems of University Administration in Great Britain

(English Résumé)

Tetsuya Kobayashi

Recently the Private Universities Association in Japan has published an interesting reform plan of university administration. The plan suggests that the present state universities be disorganized into private ones, that the present state grant to the state universities be pooled for the grants to all universities including originally private universities and disorganized state ones, and that in order to distribute such grants a new organization which may be named the University Grants Committee be set up. The background of these suggestions is a fact that the most private universities have increasingly faced with the financial difficulties for maintaining themselves and particularly for coping with the expansion of their technological departments which has now become a national demand. The Association's justifications for the plan are that there is virtually no difference of the functions between the state universities and the private ones, both equally having contributed to the national demand, that it is unreasonable that the private universities alone are under serious financial handicap and that the private or non-state status of the universities is better suited to the cause of academic freedom.

The Association's plan apparently follows the British pattern of university administration. In Britain the universities are self-governing independent bodies, and nevertheless they receive a great amount of State grants. The University Grants Committee is the most effective organization to handle the distribution of the grants without much interference of the independence of each university. There are reasons why the Private Universities Association models after the British practice. Of course it is not or must not be a simple matter to follow the pattern of other country. The whole structure

of the higher education is different, and there are many conditions which must be taken into consideration.

This paper is originally written as a part of the author's study of British university system. In view of the present situation in Japan as mentioned above, it is the author's hope that this paper may contribute to the further discussions of the reorganization of university administration in Japan. The outline of the contents follows:

Preface

1. The self-governing character of the British universities
2. The status of the British universities
3. The increase of the state grants to the universities
4. The University Grants Committee and its functions
5. The state and the universities in Britain